

2025 年 10 月 27 日

株主各位

東京都港区芝浦 3-1-21
msbTamachi 田町ステーションタワーS 21F
株式会社マネーフォワード
代表取締役社長グループ CEO 辻 庸介

新株予約権発行に関する取締役会決議公告

当社は、2025 年 10 月 15 日開催の当社取締役会において、下記の内容の新株予約権を発行する旨決議しましたので、会社法第 240 条第 2 項及び同条第 3 項の規定に基づき、公告いたします。

記

(1) 発行する新株予約権の数 50個

上記発行数は、上限の発行数を示したものであり、申込数等により割り当てる新株予約権の数が減少することがある。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は 100 株。
ただし、(2) に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 5,000 株

上記新株予約権の目的である株式の数は、上限の数を示したものであり、(1) に定める新株予約権の発行数に応じて減少することがある。

なお、新株予約権の割当日後に、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該株式分割においてはその基準日の翌日、当該株式併合においてはその効力発生時に、新株予約権のうち行使されていないものの目的である株式の数においてのみ行われ、調整の結果、1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割又は併合の比率

また、新株予約権の割当日後に、当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が株式交換完全親会社となる株式交換を行う場合、又は当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じて新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める新株予約権の目的である株式の数の調整を行う。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

2025年11月17日から2033年10月16日まで

ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

(5) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者に以下のいずれかに該当する事由がある場合、新株予約権を行使することはできないものとする。

ア 新株予約権者が当社、当社の子会社若しくは当社の関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める子会社及び関連会社とする。）の役員又は使用人（委任型執行役員を含む。以下同じ。）のいずれの地位をも喪失した場合。ただし、当社の取締役会において、正当な理由があると認められた場合はこの限りでない。

イ 新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合。

ウ 新株予約権者が破産手続開始の決定を受けた場合。

エ 新株予約権者が当社と競業関係にある会社の役員、使用人、顧問又はコンサルタントに就いた場合。ただし、当社の取締役会の決議において、事前に承認された場合はこの限りでない。

オ 新株予約権者が法令若しくは当社の社内規程等に違反し、又は当社に対する背信行為があった場合。

カ 新株予約権者が死亡した場合。

キ 新株予約権者が、新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の規定に違反した場合。

② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

③ 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。

④ 各新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

⑤ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(6) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額

は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡により新株予約権を取得するには、当社取締役会の承認を受けなければならない。

(8) 新株予約権の割当日

2025年11月17日

(9) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画につき株主総会で承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役会の決議）がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（5）に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 組織再編時の取扱い

当社が、当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、(1)及び(2)に準じて決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額にハに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

(4)に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、(4)に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(6)に準じて決定する。

ト 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

チ 再編対象会社による新株予約権の取得に関する事項

(9)に準じて決定する。

(11) 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端株がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(12) 新株予約権と引換えにする金銭の払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(13) 新株予約権証券の不発行

本新株予約権については、新株予約権証券を発行しないものとする。

(14) 新株予約権証券の割当先

当社グループ執行役員 2名 50個

．以上